

厚沢部町告示第 11 号

次のとおり、公募により提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定して、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 7 年 4 月 23 日

厚沢部町長 佐 藤 正 秀

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名称

厚沢部町防災情報配信システム整備事業

(2) 事業期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

(3) 事業概要

本事業は、厚沢部町が災害時に住民への確実、迅速な防災情報伝達を行うために、携帯電話網を活用した新たな情報伝達システムを導入するものである。

2 募集する事業の目的

災害時に住民への確実、迅速な防災情報伝達を行う設備の整備を主眼とする。整備にあたっては、町内の屋内、及び町外で就労、就学する住民に対しても防災情報を届けるための新たな情報伝達手段の確保、及び平易な操作、ワンオペレーションで情報配信できる携帯電話網を活用した情報配信システムの整備を目的とする。

3 事業の日程

項目	日程
プロポーザル公募開始（町 HP 掲載）	令和 7 年 4 月 23 日から
質問の受付	令和 7 年 4 月 23 日から 令和 7 年 4 月 30 日午後 5 時まで ※ 令和 7 年 5 月 7 日質問回答予定
参加表明書の受付	令和 7 年 4 月 23 日から 令和 7 年 5 月 9 日午後 5 時まで
提案書の提出受付	令和 7 年 5 月 13 日から 令和 7 年 5 月 23 日午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション実施）（予定）	令和 7 年 5 月 30 日
審査結果通知（予定）	令和 7 年 6 月 2 日
契約締結	厚沢部町議会の議決日

注：日程は変更となる場合がある。

4 最良の提案をした者の選定方法等

別に定める審査基準及び審査方法により、提出された提案書を基に行うプレゼンテーションを評価し、最良の提案をした提案事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を選定する。

- (1) 優先交渉権者は、本事業実施に係る諸条件について町との間で詳細な協議を行う。
- (2) 優先交渉権者とは、町との詳細な協議が整えば契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点提案事業者と詳細協議を行い、受託事業者を決定する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

プロポーザル実施要領を参照すること。

6 提案限度額の公表

56,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

〒043-1113 北海道檜山郡厚沢部町新町 207 番地

厚沢部町役場総務財政課情報管理係

電話番号：0139-64-3311

FAX：0139-67-2815

電子メール：bousai@town.assabu.lg.jp

8 仕様書等の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和7年4月23日（水）から5月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、交付時間は毎日午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

7と同じ

(3) 交付方法

7で交付する。

なお、町のホームページにおいて、ダウンロードすることができる。

9 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、厚沢部町の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 審査結果及び優先交渉権者は公表する。
- (4) 詳細は実施要領による。